

規 則

食品衛生法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年十二月十五日

埼玉県知事 大 野 元 裕

埼玉県規則第九十号

食品衛生法施行細則の一部を改正する規則

食品衛生法施行細則（昭和四十八年埼玉県規則第四十八号）の一部を次のように改正する。

様式第四号に注として次のように加える。

注 食品衛生法第52条第1項の許可を受けて営業を営む者から当該営業を譲り受けた場合であつて、営業設備の大要に変更がないときは、次に掲げる書類のいずれかを添付することにより、営業設備の大要の記載を省略することができます。

- ・当該営業を譲り受けたことを証する書類の写し
- ・許可営業者（法人にあつては、その代表者）が申請者に当該営業を譲渡した旨を記載し、かつ、署名した書類

様式第九号（一）の添付書類中に「戸籍謄本」の次に「又は不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し」を記入す。

附 則

この規則は、令和二年十二月十五日から施行する。